



# 大阪府学校給食パン及び炊飯指定工場選定基準

## 1. 目的

公益財団法人大阪府学校給食会（以下「給食会」という。）が学校給食用に供給するパンの製造並びに米穀を炊飯する大阪府学校給食パン及び炊飯指定工場（以下「指定工場」という。）の選定については、この基準の定めるところによる。

## 2. 指定工場選定の原則

- (1)指定工場の代表者（営業者）は、関係法令を遵守するとともに、常に学校給食に深い理解を持ち、かつ品質並びに衛生管理の向上に努める者であること。
- (2)指定工場は、過去 5 年以上の営業実績があり、経営状態が良好で、かつ迅速で的確な事務処理能力を有するものであること。

## 3. 選定基準項目

### (1)衛生基準

- ①食品衛生法第 52 条の規定による営業許可（菓子製造業・飲食店営業）を受けた施設であること
- ②過去 3 年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと
- ③食品衛生監視員による食品衛生監視票の採点成績が 85 点以上であること
- ④食品衛生法第 50 条第 2 項の規定により定められた「公衆衛生上講ずべき措置の基準」（以下「管理運営基準」という）により管理運営要領を作成し、適切な管理ができるものであること
- ⑤大阪府食の安全安心推進条例に基づく「大阪版食の安全安心認証制度」の認証を取得していること

### (2)施設・設備・人員

- ①原材料保管倉庫
  - i. 学校給食専用として区画されていること
  - ii. 原材料保管に支障のない広さを有し、品質を保持できる構造であること
  - iii. 換気設備を有すること
- ②照明装置は粉塵等が蓄積せず清掃が容易な構造とし、必要な個所については破損時に飛散を防止できる構造とすること
- ③パン指定工場が具備する基準
  - i. 粉ふるい機：自動式のものを有すること
  - ii. ミキサー：2 袋以上の横型パン用ミキサーを有すること
  - iii. 人員：パン製造技術を 5 年以上経験し、かつパン製造技能士 2 級以上の有資格者が 1 名以上勤務していること
  - iv. 分割機、成形機、発酵室、オーブンにおいてはパン専用の設備を有すること

④炊飯指定工場が具備する基準

- i. ステンレス製の精米選別台を有すること
- ii. 自動洗米機を有すること
- iii. 作業台及び洗米用水切り設備は、ステンレス製とすること
- iv. 連続自動炊飯機を有すること
- v. 容器洗浄場は、2槽以上の洗浄槽並びに自動洗浄機を有すること
- vi. 食缶の乾燥設備を有すること

⑤通信設備

- i. 電話及びファックス通信環境を有すること
- ii. インターネット通信環境（電子メール送受信を含む）を有すること

(3) 輸送能力

- ①給食会及び学校給食実施学校長が指定する時間、場所に指定数量を輸送する能力を有していること。
- ②輸送車両は衛生的に管理された有蓋車両であること

付 則 この基準は平成25年4月1日から施行する。

# 大阪府学校給食パン及び炊飯指定工場選定要領

## 1. 選定基準

指定工場の選定基準は給食会の定める大阪府学校給食パン及び炊飯指定工場選定基準（以下、「選定基準」という）による。

## 2. 選定の手続

(1) 指定工場の選定を受けようとする者は、給食会へ次に定める書類を各一部ずつ提出するものとする。

- ① 指定工場選定申請書（パン：様式第 1-1 号、炊飯：様式第 1-2 号）  
（共通：様式第 1-3 号、様式第 1-4 号、様式第 1-5 号）
- ② 工場代表者の経歴（様式第 2 号）
- ③ 食品衛生管理運営要領、及び点検表
- ④ 食品衛生責任者の保健所への届出書（写）
- ⑤ 食品衛生法第 5 2 条による許可書（写）
- ⑥ 直近の食品衛生監視票（写）
- ⑦ 指定工場を所管する保健所等が交付する食品衛生法に基づく行政処分を受けていないことがわかる証明書等
- ⑧ 最近 1 ヶ年の法人税及び法人事業税納付証明書、個人企業にあつては所得税及び個人事業税納付証明書
- ⑨ 施設附近見取図 A 4 版縮図
- ⑩ 施設平面図 A 4 版縮図
- ⑪ 製造設備明細図 A 4 版縮図
- ⑫ 定 款
- ⑬ 決算書（直近のもの）
- ⑭ 「大阪版食の安全安心認証制度」の認証書（写）
- ⑮ 「大阪府暴力団排除条例」に基づく誓約書（様式第 3 号）
- ⑯ パン指定工場の申請者にあつては、製造技術担当者 2 名以上の履歴書及びパン技能検定有資格者の検定合格証書（写）

(2) 給食会は、前項のより提出された書類を受理したときは、当該施設を調査のうえ選定基準に基づき指定するものとする。

## 3. 指定期限

指定の有効期限は、当該年度限りとする。

## 4. 指定書の交付

給食会は、指定工場を選定したときは、当該施設に対し指定書を交付するものとする。

## 5. 指定工場の納入学校及び食数割当の手続き

(1) 給食会は、指定工場を選定したときは、関係各市町村教育委員会（国立、府立、私立の学校を含む。以下「関係各市町村教育委員会等」という。）に対して通知するものとする。

- (2) 関係各市町村教育委員会等は、前項により通知を受けた指定工場の中から納入を希望する工場を選択し、当該指定工場に対する納入希望学校及び食数を給食会へ申請するものとする。
- (3) 給食会は、前項により申請された内容について、各指定工場毎の製造能力、配送能力、衛生状況及び品質等を勘案して、納入指定工場を決定し、申請者及び当該指定工場に通知するものとする。
- (4) 指定工場は安定供給を目的として、指定工場で組織された「大阪学校給食パン・米飯協同組合」へ加入するものとする。
- (5) 給食会は、前項により決定した指定工場との間にパンにおいては委託加工契約、炊飯においては委託炊飯契約を結ぶものとする。

## 6. 管理基準

学校給食パン及び炊飯指定工場の施設設備及び製造基準は給食会の定める「大阪府学校給食パン及び炊飯指定工場管理基準」によるものとする。

## 7. 選定申請内容の変更

- (1) 指定工場が、選定申請の内容を変更するときは、事前に変更届（様式第4号）を給食会へ提出し、承認を得なければならない。
- (2) 変更事項の中で、指定工場を所管する保健所等の承認が必要な場合は、その保健所等から交付された変更承認後の許可証若しくは保健所等が受理した変更申請書の写し（保健所の受付印が押印されたものに限る）を添付すること。

## 8. 指定の取消

- (1) 給食会は、指定工場が次の各号に該当すると認められたときは関係衛生機関並びに関係各市町村教育委員会等の意見を求め、指定を取り消すことができる。
  - ①委託契約に違反したとき
  - ②選定基準に適合しなくなったとき
  - ③食品衛生法による行政処分が執行されたとき
  - ④給食会が指定工場として不相当と認めたとき
- (2) 指定工場が、選定を辞退しようとするときは辞退しようとする日の3ヶ月前までに辞退願（様式5号）を給食会へ提出しなければならない。
- (3) 給食会は、辞退願を受理したときは指定を取り消すとともに、関係各市町村教育委員会等に指定の取り消しを通知するものとする。

## 9. その他の事項

この要領に記載のない事項については、必要に応じ、関係各市町村教育委員会並びにその他関係機関等の意見を求め、給食会が決定する。